

告 示

埼玉県告示第九百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―五二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市宮戸二丁目九三四番地 他二三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百十三立方メートル